

< 物 件 >

自動体外式除細動器(AED) 仕様書

1	物件名称	自動体外式除細動器(AED)
2	品質・形状・寸法又は型式	別紙特記仕様書のとおり
3	グリーン物品の指定	指定しない
4	数量 (単価契約の場合は 予定数量)	6セット(同一機種とする)
5	納入期限	令和3年2月10日(実際の納入日は別途協議し決定する)
6	納入場所	横須賀市小川町11 横須賀上下水道局総務課 横須賀市西逸見町2-10 逸見総合管理センター 海老名市中河内1767 有馬浄水場 横須賀市三春町2-1 下町浄化センター 横須賀市浦郷町5-2931 追浜浄化センター 横須賀市長坂2-2-2 西浄化センター
7	特記事項	・納入場所までの輸送費、据え付け調整費等、当該物品が正常に使用可能になるまでの一切の費用を含むこと。 ・機器についての取扱説明を十分に行うこと。 ・物品の納入前に、納入しようとする物品の詳細がわかる書類(カタログ等)を下記の担当者まで提出し、承認を得ること。 ・物品本体の耐用年数が7年以上であること。 ・上下水道局担当者と十分な協議を行うこと。
8	契約方法	総価契約
9	支払方法	納入後、一括払い
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。 また、撤去と納入の日程に関しては、上下水道局担当者と協議するものとする。
11	連絡先	横須賀市小川町11番地 横須賀市上下水道局経営部総務課 渋谷 TEL046-822-8605

指示事項

グリーン物品	上記で指定がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品を選定し、納品すること。 方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照してください。
--------	---

自動体外式除細動器（AED）特記仕様書

1．自動体外式除細動器一式

（1）AED 本体

（2）AED 付属品

バッテリー 1 個

成人用電極パッド 1 組

小児用電極パッド 1 組

救急セット（感染防止用手袋 1 組、カミソリ 1 丁（除毛テープ可）、ハサミ 1 丁など）

標準付属品

（3）収納用バッグ（キャリングバッグ）1 個

2．購入数

6 セット（同一機種とする）

3．機器の規格

（1）AED 本体

医療器具として医薬品、医療器具等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律の承認を得ていること。

心電図波形解析を実施後、除細動不要と認識した場合、充電を行わない、又は通電ボタンを押しても電気ショックを行わない等の機能を持つこと。

毎日の内部回路、パッド、バッテリー容量の自動セルフチェック機能を持つこと。

自動セルフチェックにより異常が発見された場合は、インジケータ・アラーム音により異常を知らせる機能を有すること。

救急蘇生法ガイドライン 2015 対応であること。

電極パッドは、本体に接続された状態で保管されていること。

IEC 規格 IP55 の防塵・防水性を備えていること。

本体の保証期間は、納入日から起算して 5 年あること。

本体の耐用年数は、納入日から起算して 7 年以上であること。

（2）AED 付属品

収納用バッグは、本体を保護し屋外等への搬出も出来ること。

AED 付属品は、収納用バッグ内又はバッグ外側に付属する収納袋に収納し常時本体と一体で持ち運びできること。

小児 / 成人のモード切替スイッチを搭載する AED であれば、電極パッドは、小児 / 成人共用のもので構わない。その場合は、本仕様書 1（2） の記述に代えて、小児 / 成人共用電極パッド 2 組を付属すること。

4．その他

（1）本仕様書に定めるもののほか、詳細については担当者と十分な協議を行うものとし、疑義が生じた場合はただちに上下水道局経営部総務課へ連絡し、その指示を受け適正を図ること。

（2）納入に際しては、担当者と打合せを行い、その指示に従うこと。

（3）担当者の指示に従い、既存の AED 6 台（株）CU 製 CU-SP1）を引き取ること。

(4) バッテリー・パッド・救急セット等の消耗品を使用した場合の補給は、市側が任意の業者から別契約により補充する。

事務担当 上下水道局経営部総務課 担当：渋谷
電話：046-822-8605 Fax：046-822-2442